



2020年4月27日

各 位

会 社 名 乾汽船株式会社  
代表者名 代表取締役社長 乾 康之  
(コード番号：9308 東証第一部)  
問合せ先 コーポレートマネジメント部長  
加藤 貴子  
(TEL. 03-5548-8613)

## 当社臨時株主総会に係る株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ(2)

当社は、2019年10月23日付「株主による株主総会招集許可の申立てに関するお知らせ」において、株主1名（アルファレオホールディングス合同会社。以下「請求人」といいます。）より株主総会の招集許可の申立書を受領したことをお知らせいたしました。そして、2020年3月6日付「株主による株主総会の招集許可申立てに係る許可決定に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、東京地方裁判所より、請求人に対し、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集することを許可する旨の決定（以下「本決定」といいます。）がなされております。

なお、本決定においては、本臨時株主総会の会日は、「令和2年4月17日までの日」とされていましたが、2020年3月17日、東京地方裁判所は、本臨時株主総会の会日について、「令和2年5月7日までの日」へと変更する旨の決定を行っております。また、2020年3月15日、請求人は、2020年3月31日を本臨時株主総会の基準日とする基準日設定公告を行い、2020年4月16日、当社は、請求人より、2020年5月7日を本臨時株主総会の会日として準備をしている旨の通知を受領しております。

当社は、2020年4月17日付「当社臨時株主総会に係る株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」（以下「2020年4月17日付プレスリリース」といいます。）において、想定される本臨時株主総会の付議議案に対する当社取締役会の意見等をお知らせしておりましたが、この度、請求人から2020年4月21日付「臨時株主招集ご通知」（以下「本招集通知」といいます。なお、その一部を除き、請求人のホームページにおいて公開されております。）が株主へ向け発送されたことを受けて、本日、当社取締役会において、本招集通知の株主総会参考書類（資料①参照、請求人のホームページより抜粋）に記載された本臨時株主総会の付議議案及びその提案理由を踏まえた当社取締役会の意見につき、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社監査役は、2020年4月24日、東京地方裁判所に対し、本臨時株主総会の開催禁止の仮処分命令の申立てを行っております。詳細は、2020年4月24日付「当社監査役による臨時株主総会開催禁止の仮処分の申立てに関するお知らせ」(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/9308/tdnet/1819418/00.pdf>)をご参照ください。

### 記

#### 1. 本臨時株主総会の付議議案

##### 決議事項

【株主提案】議案 乾汽船株式会社の令和元年6月21日開催の定時株主総会で導入が決議された「乾汽船株式会社の株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）」の廃止（以下「本議案」といいます。）

#### 2. 議案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に**反対**いたします。

(1) はじめに

本議案の審議にあたっては、2019年6月21日開催の当社定時株主総会（以下「2019年定時総会」といいます。）で導入が決議された当社の株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）に関し、2019年定時総会以後の本プランを改廃すべき事情の有無並びに本プランの必要性及び相当性が第一に検討されるべきと考えておりますが、請求人が、本招集通知の株主総会参考書類3.【提案理由】（1）から（5）までにおいて主張する内容は、本プランの内容との関連性が低い、より周辺的な、本プラン導入の経緯、当社取締役の経営姿勢等に関するものです。当社といたしましては、2020年4月17日付プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、本プランについては、多数の株主の皆様のご賛同をいただいた時点から現在に至るまで改廃すべき事情は生じておらず、また、本プランの内容は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために必要かつ相当なものと考えております。かかる当社の意見の詳細については、2020年4月17日付プレスリリースをご参照いただきたく存じますが、以下では、念のため、本招集通知の株主総会参考書類3.【提案理由】（1）から（5）までにおける請求人の主張に対する当社取締役会の意見をお知らせいたします。

(2) 当社が株主の皆様へ虚偽の説明をした事実はないこと

請求人は、本招集通知の株主総会参考書類3.【提案理由】（1）（6頁）において、2019年定時総会の招集通知の記載を取り上げ、当社が、株主の皆様へ虚偽の説明をして、本プランを導入したかのように主張しております。

すなわち、請求人の主張は、当社が、2019年11月4日開催の当社臨時株主総会（以下「2019年臨時総会」といいます。）において、請求人による2019年9月6日付株主総会招集請求書に記載された本プランの廃止議案を取り上げなかったことを捉えて、2019年定時総会の招集通知において、本プランについて、「株主総会決議により廃止・変更可能」（10頁）、「株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合…には、その時点で廃止される」（25頁）等と記載していることをもって、株主の皆様へ虚偽の説明をしたというものです。

しかしながら、このような請求人の主張は事実誤認に基づくものであり、事実と反するものです。

すなわち、当社は、請求人による2019年9月6日付株主総会招集請求書に記載された本プランの廃止議案について、法令、当社定款、類似事案における裁判例や法律専門家の意見等を踏まえ、その適法性に疑義があると考え、2019年臨時総会において、当該議案を取り上げないことといたしました。

この点に関して、2019年定時総会の招集通知では、本プランについて、「株主総会決議により廃止・変更可能」（10頁）、「株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合…には、その時点で廃止される」（25頁）等の記載が存在することは事実ですが、これは、当社として本プランの廃止を決定するにあたり、株主の皆様意思を反映させるために、株主総会の決議を得て行うことを想定したものであって、株主からの提案をもって直ちに本プランの廃止の議案を株主総会で取り上げることを想定したものではありません。

したがって、当社が、本プランの導入に際して、株主の皆様へ虚偽の説明をした事実はありません。

なお、これに関連して、請求人は、本招集通知の株主総会参考書類3.【提案理由】（2）（6～7頁）において、当社が、請求人の申し立てた株主総会招集許可申立事件における当社の主張を曲解し、「乾汽船が如何に株主の意思を無視しているかが分かります」等と述べておりますが、当社は、本プランの導入に際して、株主の皆様意思を反映するため、2019年定時総会に本プランの導入に関する議案をお諮りし、出席株主の皆様議決権の過半数のご賛同を得て承認可決された上で本プランが導入されておりますので、かかる請求人の指摘は当たらないと考えております。

(3) 白紙委任状に係る当社の取扱いは適法かつ適切であること

請求人は、本招集通知の株主総会参考書類3.【提案理由】（3）（7頁）（以下「提案理由（3）」）といっています。）において、2019年定時総会及び2019年臨時総会に際し、当社が受任者欄を白紙にして提出された委任状（以下「白紙委任状」といいます。）を提出するよう株主の皆様へ要請する行為（以下「本要請行為」といいます。）が、違法ではないと仮定しても不適切であると主張しております。

しかしながら、かかる請求人の主張は、株主総会の委任状実務及び会社法学説の通説的な見解とは異

なる独自の見解であり、理由がないと考えております。

すなわち、白紙委任状は有効と考えるのが会社法学説の通説な見解であり、白紙委任状を会社に提出する株主は、会社が選定した者を代理人に指定する意思を有していると理解されていることには、実務上も学説上も、全く争いがありません。したがって、当社は、「違法ではないと仮定」するまでもなく、本要請行為は適法であると考えております。

次に、請求人は、本要請行為が株主の主体的な意思決定を妨げる旨も述べておりますが、当社が委任状の勧誘を行った株主の皆様は、そもそも当該勧誘に応じるか否か、また、仮に当該勧誘に応じて委任状を提出するとしても、受任者欄の記載を空欄にするか否か等について、制約なく自由に決定することができますので、本要請行為によって株主の皆様の主体的な意思決定が妨げられていることはありません。

なお、請求人は、マンションの区分所有者によるマンション管理組合における議決権行使に関するルール（国土交通省が公表する「マンション標準管理規約（単棟型）コメント」（最終改正 平成 29 年 8 月 29 日 国住マ第 33 号））を引き合いに出しておりますが、そもそも、議決権代理行使の委任状について、上場企業の株主総会とマンション管理組合とでは、委任状勧誘に当たっての参考資料の交付義務（金融商品取引法施行令 36 条の 2 第 1 項）の有無等の点で、白紙委任状を提出するよう要請する行為の適切性を判断するに当たって前提とすべき事情が相当異なるため、かかる事情の差異を無視し、それらを同列に論じる請求人の主張は不合理であると考えております。

以上から、当社は、本要請行為が不適切であるとする請求人の主張には理由がないと考えております。当社は、株主の皆様へ委任状の勧誘を行うに際し、関連法令を遵守し、本要請行為を行う場合にも、都度適切な対応を実施しており、本要請行為に応じてご提出いただいた委任状は、株主の皆様の意思を適切に反映したものとと考えております。

なお、これに関連して、請求人は、提案理由（3）において、本プランが当社取締役の保身のために導入された旨を主張しておりますが、そのような事実は一切ございません。本プランの意義については、2019 年 5 月 14 日付「当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）の導入について」及び 2020 年 4 月 17 日付プレスリリースをご参照ください。

#### (4) 当社取締役が当社の企業価値を毀損している旨の請求人の主張には理由がないこと

##### ア はじめに

請求人は、本招集通知の株主総会参考書類 3.【提案理由】（4）（7～8 頁）（以下「提案理由（4）」といいます。）において、①当社が株主の皆様への剰余金の配当を不当に抑制している、②当社取締役の報酬が不当に過剰である、③当社が、請求人を株主から排除することを目的として、請求人に対し、その保有する当社株式の取得（以下「買戻し」といいます。）の提案を行った、④当社が、2019 年度決算説明会には請求人の出席を認めつつ、2019 年度第 2 四半期決算説明会には請求人の出席を認めなかったことが、2018 年 6 月 1 日付株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」（以下「CG コード」といいます。）に抵触するなど述べ、これらの事情から、当社取締役が当社の企業価値を毀損していると主張しております。

しかしながら、当社は、上記①から④までのいずれも事実認識等を誤ったものであることから、当社取締役が当社の企業価値を毀損している旨の請求人の主張には理由がないと考えております。

以下、上記①から④までのそれぞれについて、ご説明いたします。

##### イ 当社は、多くの株主の皆様から支持されている配当政策に従って、剰余金の配当を実施していること（上記①）

請求人は、提案理由（4）において、当社が株主の皆様への剰余金の配当を不当に抑制しているかのように主張しております。

しかしながら、当社の配当政策については、2014 年 10 月の旧イヌイ倉庫株式会社と旧乾汽船株式会社の経営統合時から、両社の配当政策が、安定配当を重視するものと、一定の配当性向を重視するものとで異なっていたことを契機として、如何に事業の永続的な営みを支えつつ、株主の皆様への還

元の最大化を果たすかにつき、相応の時間をかけ検討してまいりました。当社は、2017年4月1日から2020年3月31日までを対象とする中期経営計画においても記載したとおり、運賃市況ボラティリティの大きい外航海運事業と、中長期の視点で景気波動の異なる倉庫・運送事業及び不動産事業という3つの事業セグメントからなる事業特性を踏まえ、「良いときは笑い、悪いときにも泣かない」の方針とし、業績が悪いときでも無配を前提とせず、また、「良いとき」には配当性向の累進による増配を目指しており、かかる当社の配当政策は、多くの株主の皆様からご支持をいただいております。当社の配当政策は、当社の事業特性に沿った当社経営の根幹を支える考えであります。

この点に関して、2019年3月期の実績をみても、当該事業年度に係る連結当期純利益は、前期比1,180百万円減益の639百万円であり、2019年3月期の業績は厳しいものとなりましたが、当社は、既に述べた「良いときは笑い、悪いときにも泣かない」方針を前提に、2019年3月期に係る年間配当金の額を、1株当たり7.72円としております。なお、2018年3月期の年間配当金の額は、「良いとき」の配当として、前期比6円増額の1株当たり24円といたしました。

このように、当社は、多くの株主の皆様から支持されている配当方針に従って、剰余金の配当を実施しております。

なお、当社は、請求人に対して、以上の内容について、2019年臨時総会において請求人が提案した議案（2019年臨時総会の第2号議案「剰余金の配当の件」）に対する当社取締役会の反対意見として既にご説明しておりますので、上記請求人の主張は、これを繰り返すものであります。

#### ウ 当社取締役の報酬額は適正な水準であること（上記②）

請求人は、提案理由（4）において、当社取締役の報酬が不当に過剰であるかのように主張しております。

しかしながら、当社取締役は、外航海運事業、倉庫・運送事業、勝どきを中心とする不動産事業の3つの事業領域に亘る経営判断を担い、特に、業務執行取締役は、それら事業を包括して牽引していく責任を負うことが求められ、そのような業務執行取締役の報酬額はかかる重大な責任の負担に対応した合理的な額であるべきと考えております。この点に関して、当社では、取締役報酬の具体的な金額は、当社が任意で設置した「指名・報酬委員会」（その委員の過半数が独立社外取締役により構成されております。）にて審議・提案し、取締役会で決定することとしております。加えて、当社取締役の報酬は、(i)固定金銭報酬、(ii)業績連動金銭報酬及び(iii)譲渡制限付株式報酬により構成されており、いずれも取締役の役位、職責及び会社業績等を勘案した客観的な算定方式等が定められております。

このように、当社取締役の報酬の決定にあたっては、その審議・決定の過程に客観性が担保され、取締役の恣意性が最大限排除されていることから、当社は、その結論としての報酬額も適正なものであり、取締役の報酬額は適正な水準であると考えております。

なお、当社は、請求人に対して、以上の内容について、2019年臨時総会において請求人が提案した議案（2019年臨時総会の第1号議案「取締役の報酬総額（年額）の引下げの件」）に対する当社取締役会の反対意見として既にご説明しておりますので、上記請求人の主張は、これを繰り返すものであります。

#### エ 当社が請求人に対し当社株式の買戻しの提案を行った事実はないこと（上記③）

請求人は、提案理由（4）において、当社が、請求人を株主から排除することを目的として、請求人に対し、当社株式の買戻しの提案を行ったかのように主張しております。

しかしながら、当社代表取締役は、2018年4月頃、請求人との電話での会話において、請求人に対し、その保有する当社株式を売却する意向があるかどうかを尋ねたことはありますが、当社による買戻しを提案した事実はなく、実際に、その電話の時点において、当社は自己株式取得の機関決定をしていないどころか、その検討の開始すらしておりませんでした。

したがって、当社が請求人に対し当社株式の買戻しの提案を行った事実はありません。

なお、当社は、請求人に対して、以上の内容について、2019年定時総会及び2019年臨時総会の議

場において既にご説明しておりますので、上記請求人の主張は、これを繰り返すものであります。

オ 当社が請求人に対し 2019 年度第 2 四半期決算説明会への出席を拒否した一事をもって、CG コードに抵触するものではないこと（上記④）

請求人は、提案理由（4）において、当社が、2019 年度決算説明会には請求人の出席を認めつつ、2019 年度第 2 四半期決算説明会には請求人の出席を認めなかったことが、CG コードに抵触するかのよう主張しております。

しかしながら、当社は、CG コード所定の「上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである」（【原則 5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】）とのルールに則り、機関投資家向け決算説明会や個別の IR 面談等の機会を通じて株主・投資家との間で建設的な対話を行っております。請求人との関係においても、請求人からの IR 面談の要請があればこれに応じ、株主総会に際して請求人からの事前質問があれば、株主総会の場で可能な限り当該質問への回答を行うなど、建設的な対話のために誠意をもって対応してまいりました。

なお、請求人が述べるとおり、当社は、2019 年度第 2 四半期決算説明会には請求人の出席をお断りいたしました。これは、決算説明会を円滑に運営するためです。すなわち、当社の決算説明会は、IR (SR) の一環として当社が任意に行っているものであり、当社は、決算説明会の円滑な運営の観点から、出席人数やご出席いただく方等を決定しておりますが、請求人は、決算説明会において、請求人が執拗に提訴を繰り返している係属中の裁判に関する事項等、決算とは関係のない事項に関して発言を行い、結果的に決算説明会を円滑に運営することができない懸念があったため、出席をお断りしたものです。このように、当社は、請求人の決算説明会への出席をお断りいたしました。当社では、ご出席いただけない方が不利益を被ることがないよう、決算説明会の内容は動画に収め、また、質疑応答については書き起こしをし、それらを当社ホームページにて公表しております。

したがって、当社は、当社が、請求人に対し、2019 年度第 2 四半期決算説明会への出席を拒否した一事をもって、CG コードに抵触するものではないと考えております。

カ 小 括

上記イ～オのとおり、当社は、当社取締役が当社の企業価値を毀損している旨の請求人の主張は、事実認識等を誤ったものであり、理由がないと考えております。

(5) 当社社外取締役が当社代表取締役の追認機関となっている旨の請求人の主張には理由がないこと

ア 当社社外取締役は書面決議に先立って十分な検討を行ったこと

請求人は、本招集通知の株主総会参考書類 3. 【提案理由】（5）（8 頁）において、株主（請求人）が提案した本プランの廃止議案を 2019 年臨時総会の目的事項として取り上げないこと（以下「本決議事項」といいます。）を決議した 2019 年 10 月 7 日付の当社取締役会の書面決議（以下「2019 年 10 月 7 日付書面決議」といいます。）につき、当社社外取締役の検討時間が過小である、また、当該検討が定款の記載のみに基づく不十分なものであるかのように主張しております。

しかしながら、当社では、原則として、月 2 回の取締役会に加え、社外取締役を含む当社取締役及び当社監査役が参加する月 2 回の経営会議が開催されており、当社社外取締役は、2019 年 10 月 7 日付書面決議に先立って、2019 年 9 月 12 日及び同月 26 日に開催された経営会議等により、本決議事項についての関連資料及び情報の共有を受け、2019 年定時総会の招集通知の内容も踏まえ、本決議事項の適否につき検討してまいりました。

したがって、本決議事項について当社社外取締役の検討時間が過小である、また、当該検討が定款の記載のみに基づく不十分なものである旨の請求人の主張は、事実認識を誤ったものであります。

イ 当社社外取締役による白紙委任状の提出に不合理な点はないこと

請求人は、当社社外取締役が、2019 年定時総会及び 2019 年臨時総会の付議議案に対する当社株主

としての議決権行使について、当社関係者に白紙委任状を提出した点をもって、当社社外取締役としての「存在意義がない」と主張しております。

しかしながら、当社社外取締役は、自身が取締役として出席する株主総会の運営上の便宜を考慮してかかる取扱いを行ったに過ぎず、付議議案について慎重に検討を行った上で決定した自身の意見(すなわち、当社提案に係る議案については賛成する、請求人提案に係る議案については反対すること)を株主総会決議に適切に反映させる合理的な方法として白紙委任状を提出したものであり、当該白紙委任状の提出は、当社代表取締役の行為を漫然と追認するものではなく、かかる取扱いに不合理な点はないと考えております。

#### ウ 小 括

上記ア及びイのとおり、当社は、当社社外取締役が当社代表取締役の追認機関となっているとの請求人の主張は、事実認識等を誤ったものであり、理由がないと考えております。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

**議案** 乾汽船株式会社の令和元年6月21日開催の定時株主総会で導入が決議された「乾汽船株式会社の株式の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)」の廃止の件

※本議案は、東京地方裁判所の許可決定を受けた上で、乾汽船の筆頭株主であるアルファレオホールディングス合同会社(以下「当社」)が付議しているものです。

※本書では、「乾汽船株式会社の株式の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)」を「買収防衛策」または「本プラン」といいます。

#### 1.【議案の内容】

乾汽船株式会社(以下「乾汽船」)の令和元年6月21日開催の第99回定時株主総会(以下「昨年6月定時総会」)において導入が決議された「乾汽船株式の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)承認の件」に基づく買収防衛策(昨年6月定時総会招集ご通知に係る株主総会参考書類の9～34頁に記載された内容のもの)の廃止をお願いするものです。

なお、昨年6月定時総会招集ご通知(株主総会参考書類を含みます。以下同じ。)では、下記に記載するように、株主総会が廃止・変更の決定機関であること、および株主総会において買収防衛策(本プラン)を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されることが明記されていました。

当社は、これらを前提に、本総会での買収防衛策の廃止をお願いしているものです。

#### 【昨年6月定時総会招集ご通知 10頁】

廃止・変更の決定機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会決議により廃止・変更可能</li> <li>・取締役会決議により廃止可能</li> </ul>	Ⅲ-8
------------	---	-----

#### 【昨年6月定時総会招集ご通知 25頁】

##### 8. 本プランの有効期間、廃止・変更

本プランは、本定時株主総会でのご承認をもって同日より発効することとし、有効期間は、本定時株主総会の終結時から2022年6月開催予定の第102回定時株主総会の終結時までとします。また、本プランは、本定時株主総会において導入につきご承認いただき、発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

#### 【昨年6月定時総会招集ご通知 27頁】

##### (4) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会でのご承認をもって同日より発効することとしており、本定時株主総会にて本プランについて株主の皆様ご意思を問う予定であることから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン導入後、有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更または廃止されることになり、株主の皆様ご意思に依拠したものととなっております。

乾汽船が2019年6月21日に関東財務局に提出した有価証券報告書の第一部【企業情報】、第2【事業の状況】、1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】の中にも上記と同様の記載がございます。すなわち、この買収防衛策自体が、株主総会決議で廃止できることを内容としており、定時総会では株主の皆様はそれを前提に投票を行ったものです。

## 2. 【招集権者である当社の意見】

買収防衛策は廃止されるべきであり、本議案に賛成いたします。

なお、乾汽船は、株主総会招集許可請求申立事件におきまして、買収防衛策の廃止は株主総会の適法な議案ではないこと、および当社の申立てが株主の権利濫用に該当することを主張しましたが、東京地裁はいずれの主張も採用せずに、当社に対し、株主総会の招集許可を付与したものです。すなわち、買収防衛策の廃止は本総会の適法な議案であること、および当社は権利濫用者ではないことが東京地裁の許可決定により確認されております。

## 3. 【提案理由(買収防衛策を廃止すべき理由)】

### (1) 買収防衛策は株主に対する虚偽の開示により導入されたこと

昨年6月定時総会でも、買収防衛策の賛成率は58.74%にすぎませんでした。その後、この買収防衛策は経営者の保身のために、虚偽の開示に基づいて決議されたものであることが明らかになりました。

正しい開示がなされていれば、昨年6月定時総会で買収防衛策の導入は承認されていなかったと思われまふ。すなわち、上記のように、乾汽船は、昨年6月定時総会の招集ご通知で、「株主総会が廃止・変更の決定機関であること」、「株主総会において買収防衛策(本プラン)を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されること」、「株主意思を重視するものであること」を明記しており、株主もそれを前提に投票を行いました。しかも、乾汽船は、2019年6月21日付けの有価証券報告書でも「株主総会において買収防衛策(本プラン)を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されること」を明記しており、昨年6月定時総会後に乾汽船の株式を買い付けた株主は、そのことを所与の前提としていました。

にもかかわらず、当社が2019年9月6日付けで買収防衛策の廃止の議案を含む臨時株主総会の招集請求を行ったところ、乾汽船取締役会は、同年10月7日付けの取締役会決議(書面決議)にて、買収防衛策の廃止は株主総会の議案として不適法であると判断し、昨年11月臨時総会(以下「昨年11月臨時総会」)の議案として取り上げませんでした。さらに、当社が申し立てた株主総会招集許可請求事件でも、乾汽船は「本プランの廃止が株主総会の権限の範囲に属する事項ではなく、株主総会招集請求による株主総会の目的事項となり得ない」、「乾汽船においては、買収防衛策の廃止を決定するのはあくまで取締役会であることが当然の前提とされている」と断言する主張を行っていました。乾汽船取締役会は、買収防衛策の廃止は株主総会の適法な議案ではないと考えていたのに、その事実は昨年6月定時総会では開示されていません。

このような乾汽船取締役会の姿勢は、消費者に対して「いつでも消費者側から解約できるから大丈夫」と言って契約させておきながら、消費者が解約を申し出ると「解約できるのは、業者が解約できると判断したときだけです」と言う不誠実な業者と同じであると言わざるを得ないと思います。さらには、有価証券報告書の虚偽記載にも該当しうると言えます。

当社が、株主総会招集の許可を東京地裁に申し立てなければ、乾汽船取締役会の判断に基づく状況がそのまま継続していました。しかし、東京地裁のご英断による許可決定により、乾汽船取締役会が株主を欺いて導入したとも評価しうる買収防衛策を廃止するために、本総会を開催することができました。

仮に、買収防衛策が必要であるとしても、株主が正しい情報を提供された上で決議することが大前提であります。乾汽船取締役会は、株主に正しい情報を提供せずに買収防衛策を導入させたものです。このような買収防衛策は廃止されるべきです。

### (2) 乾汽船は、買収防衛策は昨年6月定時総会で導入されたものではないと主張していること

上記(1)にも増して驚くべきことに、乾汽船は、当社が申立人となって東京地裁に申し立てた株主総会招集許可請求の裁判に

において、「本プランは取締役会決議で導入し、これに際して株主総会で決議されたのであって、申立人が主張するように「本プランが株主総会決議で導入された」という事実はない。」と主張しました。すなわち、乾汽船は、買収防衛策は株主総会決議で導入されたのではないと断言したのです。しかし、昨年6月定時総会の招集ご通知9頁で、第4号議案「乾汽船株式の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)承認の件」に関して、最後の一文が「つきましては、株主の皆様には本プランの導入についてのご承認をお願いするものであります。」と明確に記載されています。株主総会の承認を条件に導入されるということである以上、株主総会決議で導入されたと解するのが通常理解であり、昨年6月定時総会の決議の前後を問わず、買収防衛策は株主総会決議で導入される(された)と大半の株主は理解していると思います。乾汽船が如何に株主の意思を無視しているかが分かります。

### (3) 買収防衛策は経営者の保身のために、不適切な白紙委任状による導入されたこと

白紙委任状とは受任者欄を白紙にして提出された委任状を言います。乾汽船は、昨年6月定時総会および昨年11月臨時総会の招集に際して、多数の株主に「委任状冒頭の代理人名の記載は空欄にてお願いいたします。」と記載した「委任状のご提出のお願い」という書面を送っていたことが判明しました。そして、株主に対して、代理人名を書かないように要請して、委任状を取得していたのは、仮に、それが違法ではないと仮定しても、株主の主体的な意思決定を妨げる不適切な行為と言わざるを得ません。

例えば、マンション管理組合の総会についても、株主総会と同様に白紙委任状の問題があり、平成22年～平成23年にかけて国土交通省は「マンション標準管理規約の見直しに関する検討会」<sup>4</sup>を設置しました。同検討会での審議を踏まえて、国土交通省は、平成23年7月23日にマンション標準管理規約を改正していますが、改正された規約のコメント部分で、白紙委任状については次のように述べられています。

「適当な代理人がない場合には代理人欄を空欄とせず議決権行使書によって自ら賛否の意思表示をすることが必要であること等について記載しておくことが考えられる。」

乾汽船の採った行動は、国土交通省のような合理的な施策とは正反対のものであり、積極的に「委任状冒頭の代理人名の記載は空欄にてお願いいたします。」と要請したのであって、株主の主体的意思決定を阻害するものでした。後記9頁～10頁の表に記載したように、乾汽船は昨年6月定時総会では45通の白紙委任状を集め、昨年11月臨時総会では180通の白紙委任状を集めています。

そのような白紙委任状により可決された買収防衛策は、株主の真の意思を反映したものとは言い難いものであり、買収防衛策は廃止されるべきと考えます。

### (4) 現経営陣こそが企業価値を破壊していること

当社は2014年9月に当社関連会社が旧乾汽船の株式を取得して以降、本総会基準日までに乾汽船普通株式7,563,900株(発行済株式数の29.01%)をすべて市場買付により取得してきました。2015年のIR面談において「当社が計算する乾汽船の潜在的な株主価値(現在の株価の2倍以上はあると考えております)を市場での株価が下回る限り、市場で買い続ける」と経営陣に宣言し、筆頭株主として、乾汽船の企業価値向上を願い、必要に応じて経営者への提言や重要提案行為を行ってきました。にもかかわらず、経営者は、業績の低迷の責任を取らずに、自らの報酬を上げる一方で、株主への還元を極小に抑えるなど、自らの利益を優先する施策を行ってきました。例えば、昨年6月定時総会で提案された配当総額(全株主への配当額の総額)は、「4,278万287円」であるのに対し、常勤取締役2名への報酬は1億1,900万円(1名当り「5,950万円」)となっており、全株主への配当の総額が、乾康之社長1名に対する報酬を下回るという本末転倒な事態となっております。

当社がそれらを指摘したところ、2018年には当社を株主から排除することを目的としたとも評価しうる買戻しが提案されました。それにとどまらず、2019年6月には、本総会の目的事項に係る買収防衛策が不正確な情報提供の下で導入されました。昨年末からは、乾汽船は、筆頭株主である当社を決算説明会に出席させないというコーポレートガバナンス・コードに抵触する不合理な手段を採っています。乾汽船取締役会は、権限を濫用し、当社を締め出そうと試みていると考えられますが、もはや上場会社として

<sup>4</sup> [http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk5\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000007.html)

必要な体制が全く整っていない状況であると言わざるを得ません。このような状況下では、買収防衛策は現経営陣の自己保身のためにのみ存在しているものであり、廃止するのが相当であると考えます。

(5) 買収防衛策発動に係る独立委員3名はいずれも乾汽船の社外取締役であるが、現社長の追認機関になってしまっていること  
当社は、高い倫理観と専門知識をもった人物が経営すれば乾汽船の潜在的な株主価値は早期に実現されると確信しています。そのような有能な経営者の出現を切望しながら、それを妨げて経営者の保身と企業価値の継続的な破壊を許してしまう買収防衛策は廃止するべきであると考えています。

当社は、2019年9月6日付けで5つの事項を会議の目的とすることを求める株主総会招集請求を行いました。その第5号議案は「乾汽船株式の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)廃止の件」でありました。乾汽船の乾康之社長は、昨年11月臨時総会の招集を決議する取締役会を書面決議の方式で行うことを決定し、2019年10月6日(日曜日)に「取締役会決議事項に係る書面決議の提案に関する通知書兼同意書」(以下「提案書」)を作成し、翌日(2019年10月7日)(月曜日)の12:00(正午)を返信期限として、全取締役および全監査役に通知しました。この提案書に対して取締役全員(社外取締役3名を含みます)が「上記提案につき、取締役として同意します。」との書面を取締役に提出しています。仮に、10月7日(月曜日)の朝9時に提案書を見たとして、3名の社外取締役の誰もが、検討時間が3時間しか無いにもかかわらず、代表取締役の提案を無条件に承認するようでは、代表取締役の業務執行を監督する社外取締役の職務を果たしていないと言わざるを得ません。

提案書に添付された稟議書では、買収防衛策の廃止を提案する第5号議案については、定款50条2項の規定のみを根拠に、「議案は不合法であると解し臨時株主総会の議案として取り扱わない。」と書かれていました。しかし、昨年6月定時総会で買収防衛策が導入された際には、買収防衛策は株主総会決議で廃止できることが招集通知に明記されており、かつ有価証券報告書でも株主総会決議で廃止できることが記載されているのですから、社外取締役は、少なくともそれら点の検討が不可欠であることを指摘すべきでした。しかし、社外取締役はそれら点の検討を行うどころか、社長の提案書を承認しました。それどころか、乾汽船の株式も保有する3名の社外取締役は、昨年11月臨時総会では、白紙委任状を提出しています(昨年6月定時総会でも3名中2名が白紙委任状を提出しています)。取締役の職務執行を監視するとともにステークホルダーの意見を反映する立場にある社外取締役が社長の行為を追認するだけでは、もはや存在意義がないに等しいです。

そして、そのような3名が独立委員を務める買収防衛策は機能しないことが確実であり、廃止されるべきです。

#### 4. 【議案に対する乾汽船の取締役会の意見】

当社に対して通知等はなく、不明です。

#### 5. 【株主の議決権行使について参考となると認める事項(上位50位の株主のリスト)】

毎期の有価証券報告書では、基準日(2020年3月31日)現在の上位10位までの株主が開示されますが、本書では、株主の皆様のご判断に資するように、上位50位までの法人株主について、①社名、②持株数、③持株比率、④当該株主による直近2回の株主総会での白紙委任状の提出状況および⑤乾汽船との持合い関係、を開示させていただきます。

また、乾汽船の取締役全員についても、持株数、持株比率および当該取締役兼株主による直近2回の株主総会での白紙委任状の提出状況を開示させていただきます。

#### 【株主リスト】

(下記の表は、客観的事実であり、当社の主観は一切入っておりません。なお、11位以降では、乾汽船の取締役以外の個人名は伏せさせていただきます。また、持合株式は、有価証券報告書に記載された情報に依拠しております。)

このページ記載の情報は、株主様の議決権行使について  
参考となると認める事項ですので、  
株主様以外への開示は控えさせていただきます。

このページ記載の情報は、株主様の議決権行使について  
参考となると認める事項ですので、  
株主様以外への開示は控えさせていただきます。

#### 【開示した理由】

当社が上記の表を開示した理由は次のとおりであります。

- (1) 本総会は、コロナウイルスの影響により、事前の議決権行使書による議決権行使が原則であることから、株主様にご判断いただくための事前資料を十分にご提供することが必要と考えました。
- (2) 株主名簿は、株主であれば誰でも閲覧・謄写することができるものです（会社法125条）。また、取締役の持株数も、取締役選任時の議案にて開示されております（会社法施行規則74条）。
- (3) 乾汽船では、経営陣が白紙委任状を多用することが常態化しています。昨年11月臨時総会では、白紙委任状が180通提出され、上位50位までの株主からは32名が白紙委任状を提出しています。昨年6月定時総会では、白紙委任状が45通提出され、上位50位までの株主からは26名が白紙委任状を提出しています。
- (4) 自己株式については、経営者により悪用される虞があることから、議決権が停止されています（会社法308条2項）。さらに、持合先などに株式を保有してもらい、株主総会の度に、白紙委任状を出してもらうのは「疑似自己株」と評価できるものであり、会社法308条2項の趣旨に反するとの考え方もあります。当社は、乾汽船の経営者は、白紙委任状を濫用し、自らが自由に行使できる「疑似自己株」を作り出していると言わざるを得ないと考えております。
- (5) このような構造を明らかにするために、上位50位までの株主のリストを公表することが株主の共同利益に資すると考えました。
- (6) 「買収防衛策」も、乾汽船の経営者による自己保身のために導入されていると考えられます。実際に、昨年11月臨時総会で、乾汽船は、買収防衛策の廃止を議案として取り上げない対応をするとともに、白紙委任状を180通も取得しています。本総会により「買収防衛策」を廃止することが、株主価値の向上につながります。

以上